

令和6年第6回甲賀市教育委員会（定例会）会議録

開催日時	令和6年5月22日（水） 午後2時00分から午後3時45分	
開催場所	甲賀市役所 4階 教育委員会室	
出席委員	教育長	立岡 秀寿
	教育長職務代理者	野口 喜代美
	委員	松山 顕子
	委員	藤田 浩二
	委員	池田 吉希
事務局出席者	教育部長	柚口 浩幸
	次長（総務・管理担当）	谷 綾子
	次長（社会教育担当）	前田 三嗣
	次長（学校教育担当）	小島 靖弘
	教育総務課長	井上 大樹
	学校教育課長	松岡 和子
	社会教育スポーツ課長	伊東 正樹
	人権推進課長	中沢 万理
	教育総務課長補佐	望月 一美
書記	学校教育課長補佐	朝比奈俊孝
傍聴者	0名	

議決・報告事項は次のとおりである。

1. 会議録の承認

- (1) 令和6年第5回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認

2. 報告事項

- (1) 5月 教育長 教育行政報告
(2) 令和6年第2回甲賀市議会定例会（6月）報告案件について
(3) 第2次甲賀市小中学校再編計画に係る策定方針（案）について
(4) （仮称）甲賀市文化芸術振興条例の制定に係る答申について
(5) 市内小中学校における児童生徒の状況報告について

3. 協議事項

- (1) 議案第56号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第9号 甲賀市地域学校協働活動推進員の解嘱について)
- (2) 議案第57号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第10号 甲賀市地域学校協働活動推進員の委嘱について)
- (3) 議案第58号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第11号 甲賀市学校運営協議会委員の任命について)
- (4) 議案第59号 令和6年第2回甲賀市議会定例会（6月）提出議案に係る教育委員会の意見聴取について
- (5) 議案第60号 甲賀市子どものいじめ問題対策連絡協議会規則の一部を改正する規則の制定について
- (6) 議案第61号 甲賀市教育行政評価委員会委員の委嘱について
- (7) 議案第62号 甲賀市少年センター協議会委員の解嘱について
- (8) 議案第63号 甲賀市少年センター協議会委員の委嘱について
- (9) 議案第64号 甲賀市社会教育委員の委嘱について
- (10) 議案第65号 甲賀市人権・同和教育推進員の解嘱について

(11) 議案第66号 甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について

4. その他、連絡事項など

(1) 令和6年第7回(6月定例)甲賀市教育委員会について

(2) 令和6年第8回甲賀市教育委員会委員協議会について

◎教育委員会会議

〔開会 午後2時00分〕

次長(総務・管理担当) 改めまして、皆さんこんにちは。本日は何かとご多用の中お集まりいただきましてありがとうございます。

ただ今から、令和6年第6回甲賀市教育委員会定例会を開会いたします。まず始めに甲賀市市民憲章の唱和を行います。皆様ご起立ください。

(一同 市民憲章唱和)

次長(総務・管理担当) ありがとうございます。ご着席ください。

それでは、開会にあたりまして立岡教育長からご挨拶を賜り、引き続きまして議事の進行をお願いいたします。

教育長 それでは改めまして、皆さん、こんにちは。

もう土山の茶、朝宮の茶はお飲みいただいたでしょうか。もう新茶も出ておりますが、新茶にしかない香りとまろやかさ、さわやかな渋み等、新茶にしかない風味をぜひご堪能いただければと思っております。本日も皆様には、ご多用の中、令和6年第6回甲賀市教育委員会定例会にご出席いただき、ありがとうございます。

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

新緑を背景に、ひときわその存在感を示す、愛情や美を象徴する鮮やかな花といいますと、思い浮かべられるのはおそらくバラではないかと思えます。5月下旬から6月にかけて、バラの花が美しく咲き始める季節となりました。県内でも彦根や米原、大津などにもバラのス

ポットがあるようですが、アジサイとともに、初夏を彩る、また、雨に濡れて輝く、雨に映える素敵なお花の一つかなと思っています。

日本では、とげのある、いばらの木に咲く花を野ばらと呼んでいたことから、いばらから転用して、バラになったといわれています。以来、愛情であるとか美であるとかの象徴となっていますが、なぜバラがそんな意味になったかといいますと、ギリシャ神話ではアフロディーテという女性の神様、そして、ローマ神話では、ヴィーナスが、愛とか美の神と一緒に生まれたからバラにはそういう意味があると伝えられています。また、その2つの神々がそのバラの花が非常に好きだったという説もあるところでございます。そのように、バラの花をとらえているのですけれども、さて、中国の詩経に、^{がいふう}「凱風南よりして、^{か きょくしん}彼の棘心を吹く」という格言があります。この凱風というのは、柔らかく温かい南風を指しています。そして棘心とは、いばらの小さな芽を指しています。もう一度言いますと、「凱風南よりして、彼の棘心を吹く」ということで、温かい南風が、とがったいばらの木の芽に降りかかる様子を読んでいます。描写で言えば情景描写されていますが、意味はというと、凱風は、母親の子どもの成長を助ける温かい風で、母親の愛情を表していると言われています。棘心は、いばらの木の芽のように、困難な時期を過ごしている子どもであるとか、たくさん手間のかかる子どもを表しています。つまり、母親が深い愛情を持って、温かく見守りながら育てる様子を表し、温かい南風のように、その愛情はきっと子どもの心をあたためるということ、そんな様子を表していますし、今ですと母親のみならず、父親も含めて親の愛情だと思っています。母親や父親が深い愛情を持って温かく見守りながら育てる様子、これが今一番大事な部分かなと思っていますところ。

先ほどの、ヨーロッパの花に焦点を当てる西洋の考え方と、棘とかいばらに着目する東洋の文化の差異のようなものも感じると思いますが、先ほど申しあげました、日々の生徒指導の事案に直面するにつけて、本当に母親・父親の温かい愛情、無条件の愛情、子どもの心が温まるような愛情、その必要性を強く感じるところでございます。

また、この「凱風」という名をつけた、神戸の合気道の道場があります。温かい南風や母親の愛情を表す風が合気道の道場の名前に付いています。勇ましい名前の付いた道場はあると思いますが、そんな名前はなかなかないのですが、包み込むような、万物を成長させる南風は、かたくなな棘の芽も開かせるということで、合気道の道場といっても、穏やかで優しい環境を作る中でこそ、潜在的な能力は開花すると、代表の思いで付けられたようです。

単なる競争や査定、相対的な優劣をあげつらうことなく、穏やかで理知的な声と笑顔が似合う道場、稽古は、私たちの中に隠れている豊かな身体資源とその可能性を見出す手段である。そして究極、武道の目的とは、天下無敵。これは、とにかく強いという意味ではなくて、天下に敵などというものはない。戦いも勝者も不要である。そういう涼しい心の境地に至るために努力することが稽古であることを話されていました。

今ここで代表が話されている話は、学校教育、あるいはその日々の授業を司っている教師の姿勢などへも、多くの示唆や改善・向上への手がかりを感じたところでございます。また、機会を見てわたしも伝えてまいりたいと考えてところです。

本日も、たくさんの報告事項、人事案件を中心にした協議事項等がございます。スムーズに進みますよう、よろしくお願いいたします。

教育長

それでは、議事に入る前に、確認をさせていただきます。本日の案件で、2. 報告事項（2）令和6年第2回甲賀市議会定例会（6月）報告案件について及び3. 協議事項（4）議案第59号 令和6年第2回甲賀市議会定例会（6月）提出議案に係る教育委員会の意見聴取については、現時点においては、議会の提出前になることから、これについては非公開とするべきと考えます。

また、2. 報告事項（5）市内小中学校における児童生徒の状況報告については、内容が個人的なことに関わりますので、非公開とするべきと考えます。以上3件について、非公開とすることにご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、3分の2以上の賛成を得ましたので、非公開とさせていただきます。議事の進行にあたり、非公開となる案件につきましては、すべての議事の終了後に進めさせていただきますのでご了解をお願いします。

それでは、議事に入らせていただきます。

はじめに、1. 会議録の承認(1) 令和6年第5回甲賀市教育委員会(定例会) 会議録の承認について、資料1について、何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長

特に、ご質問等ございませんので、ただ今の1. 会議録の承認については、原案どおり承認することとします。

教育長

それでは、2. 報告事項に移らせていただきます。

(1) 5月教育長教育行政報告を資料2に基づき、4件について報告いたします。

まず、1件目は5月4日(土)に開催された第42回貴生川招待少年サッカー大会についてです。この大会は前回のびわこ国体のサッカー会場が甲賀市であったことを記念して、以来42回に亘る長い歴史を持っている大会です。ご承知のように日本代表チームの元主将であった井原正巳選手、奥川雅也選手、そしてアジアカップで活躍した山田楓喜選手をはじめ多くのプロ選手もこのスポーツの森陸上競技場でプレーをしてこられました。今回も遠くは富山や和歌山からも参加され、選抜された16チームが競い合いました。チームの指導者や、何よりも保護者スタッフの皆様の熱心な支えによって子どもたちにすばらしい機会が与えられていることに感謝の思いを強くしたところです。閉会式で表彰と閉会挨拶をさせていただきました。

2件目は5月9日(木)から10日(金)に亘って、長崎市で全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会が、「生きる力を育む教育のあり方」をメインテーマに開催されました。研究部会では、私は学校

教育部会に参加し、まず、熊本県の上天草市における島々に16の小規模小中学校が点在する中で、唯一1校ある高校を中心にしたグローバルとローカルを合したグローカル教育、それから起業家教育と言われるアントレプレナーシップを取り入れて、生産から販売までを体験させていくというような小規模校ならではの取り組みで、故郷に誇りを持たせる人づくりの実践を学びました。

また、同じく熊本県の合志市では、小中一貫教育を進めておられ、小中学校の共通実践が印象に残りました。具体的に申しますと、授業前の黙想、無言で入場、無言で掃除といった、今、甲賀市ではなかなか考えにくいことであり、多様化のこの時代の中で、それを小中学校通して、いくつもの学校が取り組んでいるというのは、うらやましさもありますが、本当にすごいなという思いで見させていただきました。本市でも加入はしておりますが、青少年赤十字の活動を前面に出した児童会や生徒会の取り組みによって、今の教育課題へ対応する姿を学びました。他地域の情報を得て、本市にふさわしい教育施策に取り組んでいかなければならないと再確認させられました。また、これについては協議会のときに、もう少し詳しく全国大会については報告をする予定になっていたかと思いますので、そちらでまた触れたいと思います。

3件目は、5月20日（月）に行われた、滋賀県学校給食主食供給協議会によります西部学校給食センターでの視察研修に参加しました。滋賀米飯株式会社との学校給食用米飯加工業務委託により、県で炊いていただき、納入していただいている米飯事業の現地視察でした。これは緊急事態や不測の事態に備え、学校給食センターがご飯を供給できなくなったときにそこから供給いただけるというような、緊急や調理の不測の事態に備えた取り組みであります。今回、国会議員、県議会議員、市議会議員と、また県内各市の市議の方々に来ていただき、本市のセンターの機能や調理の現場など生の姿を見ていただけたことは、非常に有意義であったと思っておりますし、当日の給食の試食もしていただき、非常においしいと大変好評であったと聞いておりま

すので、その点についても成果はあったと認識しております。今年度、給食につきましては、学校の魅力の再発見という部分で、学校の魅力の一つとして位置付けておりますし、また、牛乳の残滓軽減への取組等、給食についても積極的に挑戦をしていきたいと現在取り組んでもらっていますので、そういう方向で進めたいと考えておるところでございます。

4 件目は、本日の午前、県教育長のへき地学校特別訪問に出席して参りました。福永教育長や幼少中教育課の課長等が、1 年に一度県内へき地の学校を訪問し、図書の贈呈をされるもので、今年度は教育長が、多羅尾小学校へ訪問いただきました。多羅尾小学校の授業は、工夫された授業の取り組みがなされ、一人ひとりに確かな力が付く指導でありますとか、子ども一人については、作業に集中し、自分の考えを持って、そして一人ずつが発表し、最後は子どもの言葉でまとめていくというような、ベーシックであってもしっかりと力が付く授業が展開されていました。オペレッタについても、取り組みがスタートしていきまして、今年は6 年生が4 人いますので、4 人が、その決まった物語の作者の本をすべて読むという活動からスタートしています。6 年生は、この作者はどんな思いでこの作品を作ったかというのを調べるのに、何十冊も同じ作品の作者の本を図書館から持ってきて、読み込みます。その中で、この劇を通して何を伝えようかというテーマを決めていく、非常に丁寧な取り組みをしていきますが、そんな姿もスタートしていたところです。ただ、全員で参加する朝の会や、朝の読書タイムが、私は多羅尾小学校を支えている部分では大きいと思っていますが、今日は時間の関係でそういった部分は見えていただけませんでした。福永教育長には、ぜひオペレッタへの観劇にお越しいただきたいという旨はお伝えしておいたところでございます。

以上、5 月の教育長教育行政報告とさせていただきます。

今報告しました（2）5 月教育長教育行政報告について、何かご質問等ございませんでしょうか。

松山委員

すいません。5 月13 日のフリースタイルモーグル日本代表小笹選

手はどういう方でしょうか。

教育長

まず、私たちも甲賀市でモーグルの選手という、まずここに大きな驚きを隠せないところですが、実は今19歳、水口小学校出身で、物心ついた頃から雪の上に乗り、ここで練習できるわけではないので奥伊吹を中心に練習されていきました。お姉さんがモーグルをされていたので、お姉さんについていくため、置いていかれないように練習をしていたということを話されていきました。怪我もあつたんですが、高校ぐらいからめきめき頭角を現されて、今やジュニアの世界大会に出られるような、オリンピックの候補選手を目指せるような力を持った選手が報告に来てくださったわけです。本当に私たちも驚きました。今後の活躍に期待をしたいし、モーグルという種目も見えていただきたいと思っていますところです。モーグルをすることで、人間的にも成長したという話もあり、印象に残りました。

他、いかがでしょうか。

教育長職務代理者

この報告の中には載っていませんがそれ以外でもよろしいでしょうか。4月15日に私たちが県の研修に行かせていただいて、いろんなことを学ばせていただきましたが、その中で「しがの学びと居場所の保障プラン」、以前も教育長の方から簡単にご報告がありましたけれど、ちょうどその後、私が知っている人が、ずっと小学校から中学校まで行けなかったけど、修学旅行に行って、その後、教室までは行けないけれど学校に行けるようになったと。SSRというそこら辺が浮かんだけれど。どうでしょうか、県の方でもそういう報告があったり、データからいくと、小学校、中学校、高校のデータが研修では出ておりまして、専門家にかかっていない、県下でまだまだ不登校というような人たちの数というようなものが出ていました。小学校365名、中学校732名、公立ですが高校342名。専門家というのは、スクールカウンセラーとかソーシャルワーカーとか養護教諭、それから教育支援センターという専門家ですが、そこにあたっていない不登校生ということで挙げられておりますが、どうでしょうか。SSRも甲賀市で出来たところですけども、学びの多様化で、少しこの4月

からまだ日は浅いんですけど、何か変化、それから県のそういう状況を受けて、調査やそういうところでお聞きできることがあれば教えていただきたいんですが。

次長（学校教育担当） 4月に入ってまだ一月半くらいしかたっておりませんので。ただ、学びの多様化推進室を中心に困り感を持った児童生徒についての共有という形では、以前よりは、学びの多様化推進室に連絡が入って、すぐ対応していただいているという状況を作っておりますので、数字的なものについては、これからこういった変化をしていくのかということを検証していく必要があるかと思うんですけれども、やはり、学校と保護者、学校と推進室というところの連携というのはすごく密になってきておりますので、これがうまく学校に行けるような形ですけれども、別の場所での居場所づくりというわけではありませんが、そこで学ぶところが、甲賀市としても根付いていけばいいかなというふうに思っておりますので、もうちょっと様子を見させていただきたいというふうに思っております。

教育長職務代理者 ありがとうございます。以前ちょっと私がお相談をさせていただいたことをここへ来る途中で多様化の先生にお話ししたら、そういう情報が届いているということが、いろんなアクションがあるということが伝わってきました。本当にありがたいことで、また今後よろしくをお願いします。

教育長 ありがとうございます。実はこれまで埋もれていたような事案が掘り起こされてきたとか、具体的な成果も少しずつ耳に入ってきているところですし、少しずつ成果が見えてきたと思います。ただ、甲賀市として目指すのは、今おっしゃっていただいたように、どこにも関わっていない子はゼロにしていくというのが究極の目標です。S CなりS S Wなりに関わらない子どもはゼロにするというのは、昨年度から目指しているところですので、その辺は今年も継続していきたいと思っています。ただ、まだ公表はしてませんけれども、昨年度、令和4年度がざっと小学校100、中学校200、合計300という数を申しあげていましたが、令和5年度についても少し増えたかなと、当初は

400という数も出てあったんですが、精査していきますと、それはさすがにそんなことはなくて、少し増えたという程度が5年度の状況です。今年度は、学びの多様化推進室の仕組みも導入しましたので、そういった数だけではないですけど、成果には着目していきたいし、期待もしたいと思っていますところでは。

教育長職務代理者 調査の中でいろいろ、今、専門家とかそれからいろいろな相談指導者ってありますが、その中にこのデータは、民間団体の数も入っているのが嬉しいなと思っています。

教育長 そうですね。学校から外に出たら、これは関わっているというふうにとらえているのかなと思っています。

他、いかがでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、(2)5月教育長教育行政報告は報告事項として終わらせていただきます。

続きまして、(3)第2次甲賀市小中学校再編計画に係る策定方針(案)について、資料4に基づき報告を求めます。

教育総務課長 第2次甲賀市小中学校再編計画に係る策定方針(案)について、資料4に基づき、報告いたします。

平成27年3月に策定いたしました、甲賀市幼保・小中学校再編計画の計画期間が令和6年度に終期を迎えるにあたり、その後継となる、第2次甲賀市小中学校再編計画を本年度策定する予定をしております。本案件については、計画の策定方針を示したものであり、内容といたしましては、計画策定の趣旨、計画の位置づけ、期間、計画の方向性と進め方、計画の構成、市民参画及び策定体制、計画策定のスケジュールを示しております。

なお、計画案の作成にあたっては、教育委員会の附属機関である甲賀市学校再編審議会からの答申を踏まえ、計画策定に繋げて参りたいと考えております。

以上、第2次甲賀市小中学校再編計画に係る策定方針(案)についての報告とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

教育長 ただいま、(3)第2次甲賀市小中学校再編計画に係る策定方針(案)について、報告を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

教育長 何か質問はございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、ただ今の(3)第2次甲賀市小中学校再編計画に係る策定方針(案)については、報告事項として終わらせていただきます。

続きまして、(4)(仮称)甲賀市文化芸術振興条例の制定に係る答申について、資料5に基づき報告を求めます。

社会教育スポーツ課長 それでは、資料5(仮称)甲賀市文化芸術振興条例の制定に係る答申につきまして報告させていただきます。昨年7月26日、第8回の教育委員会定例会でご承認いただきまして、昨年8月22日付けで、教育長から甲賀市文化のまちづくり審議会に諮問させていただきまして、去る令和6年5月14日付で審議会の大野会長様より答申をいただきました。その内容につきまして、報告させていただきます。

まず、資料の2ページからがその答申書になっています。前段にありますように審議会からは、以下のような構成及び内容とされたいということで、具体的に示させていただいております。

まず、前文の部分でポイントとなりますのは、この導入部分というのは説明的な部分です。その中で、6行目に変わらないものと新しいものが調和し、共存する特色がある甲賀市らしさはそういったところではないのかと、古いものも大事にし、アール・ブリュットなど新しいものも甲賀市には根付いているといったところを大事にしてほしいといったポイントがございます。

続きまして、3ページの2. 目的につきましては、全国の同類の条例では、基本的には、文化芸術基本法に基づくというのが多いですが、本市では、そこにありますように障害者による文化芸術活動の推進に関する法律、この2つの法律をメインにしてほしいというテーマとなっております。

続きまして、4 ページでございます。4. 基本方針の（5）でございます。視点の一つとしまして、文化芸術活動の実践を通じて、地域課題の解決に向けてまちづくりに活かすという視点、社会教育に近い視点ととらえております。そういったところが、今回、審議会からいただきました答申のポイントかと考えております。

なお、今後、この答申を受けまして、また、教育委員のみなさまや議会等に改めて条例の中身を説明させていただく場を設けさせていただき、予定では8月にパブリックコメントを行い、12月に市議会に上程ができればと考えております。以上、報告とさせていただきます。

教育長 ただいま、（4）（仮称）甲賀市文化芸術振興条例の制定に係る答申について、報告を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

松山委員 すみません。2点あるのですが、まず1点が、先ほども説明にありましたように、経過の中で、今日の資料の9ページになるんですけれども、第8回教育委員会定例会で聞かせていただいたと思うのですが、その日程が7月25日と書いてあるのは7月26日ではなかったでしょうか。私、この内容を見せていただいて気になったところがあったので、過去の資料をいろいろと振り返っていたので、そこで日程に気が付いただけのことです。それが1点と、報告事項ということなので、今日はこの内容についてお話はさせてもらわないということですか。よろしいですか。そうしましたら、この答申、先ほども前文の説明のところで、変わらないものと新しいものが調和しというところをしっかり入れて欲しいということだったと思います。これはすごく大事なことだと思いますし、いいと思います。答申で出てきました前文（案）を見ていますと、多分、おそらく自治のこととかそういう歴史的なことを古いもの、よいものとしてとらえていきたいということを言っておられるとは思いますが、その前文の中で、世界にその名が知られる「甲賀忍者」の生き抜く知恵をもたらしましたとあります。そういう自治が発達していたというのは、甲賀市として非常にいい歴史のことだと思いますし、それによって生き抜く知恵をいろいろもっていたんだということはいいいと思うんですけれども、この文化芸術振興

条例っていうのは、甲賀市の文化と芸術をどのように考えるか、あるいはどのように発展させていきたいかっていう条例だと思うんです。その前文に、甲賀忍者が出てくるっていうのはちょっと違和感があります。歴史的なこととして考えたり、あるいは甲賀市が観光で忍者のことを謳って、まちをいろいろしていこうというのはいいと思うんですけど、文化・芸術とはちょっと違うんじゃないかと思います。そのあたり、答申でこういうふうに出してはくださったんですが、教育委員会から出した素案の中にはそういう中身は入っていませんでした。多分、今回新しく加えてくださったんだと思うんですけれども、ちょっと私は違和感があるんですが、みなさんはどうお考えかなと思います。

社会教育スポーツ課長 この点については、内部でも議論はしたほうですけども、甲賀らしさのある条例を見直す中で、ちょっとインパクト的な部分があるだろうと。忍者は、委員がおっしゃるとおり、直接、文化とは、関係ないという意見もありましたし、やっぱり、その忍者という精神論がこういった文化だけではないんですけども、いろんなところに結び付くのではないのか等、いろんな視点がありましたので、確かに議論にはなりました。現時点では、答申としては、こういった表現は(案)としていただいております。また、今後、議会等に出していく中で、そういった意見も出てくるかなと思っておりますので、そのあたり、みなさんのご意見をいただきながら、必要があれば修正する可能性もございます。

教育長 いかがでしょうか。

池田委員 今の点についてですけども、難しいとは思いますが、文化芸術系なので、ややもすると、現実離れして、高尚なところに収まってしまって、というようにところに対して、市の役割とか活用とかいうところに結び付けるがために、こういう特色もはっきりとわかりやすいのを書いておられる感じが僕はいいなと思うんですけれども。難しいなと思いますけれども、表現の部分で、なんとかいけるような気がします。文化にまったく影響がなかったかということそんなことはないん

ですけど、みんなが忍者の子孫かどうかって言われるとそんなことはないし、あんまり直接、忍者が生き抜く知恵をっていうのじゃなくて、そういうのを育んだとか地域性があるとか、そういうような表現の仕方によっては、素地、土壌があるところで、いろんな文化がっていうようなイメージならちょっと譲歩できるかなっていう感じもするんです。甲賀らしさを出していきたいっていうのに対しては、賛同するところはありますという感じです。

教育長職務代理者 この忍者だけを捉えたらいろんな意見があると思いますが、いろんな資料やら古文書が見つかった中で、もっと文化面で評価されているところがあるんじゃないかなと私は逆に思います。いろんな資料が出てきていますよね。文化に関係する、住民の生活、また、文化に影響を与え、世界的にはそれが有名かどうかはわからないけれど、甲賀市ならではの、もう少しそこをいろんな資料をちょっとみていただいて、専門家もこの委員会に入ってもらっしゃるので、そこはもう少し具体的にリアルにお話できるようにしていただいたら、私たちは、わかりやすいんじゃないかなと思います。全面的にこの文章、否定的には思っていないです。

ついでに私の質問なり意見を言ってもよろしいですか。前文の中で私がまず目に留まったのは、この2行目、「世界的な感染症拡大の経験から学んだ、文化や芸術が身近にあることの大切さ」、これは私自身も多くの人のいろんな報告や気持ちや語らいから身に染みて感じています。先日、ある方に陶芸の森で開催されてましたリサ・ラーソン展を案内しました。この方、調子が悪いとおっしゃっていた女性でしたが、リサ・ラーソン自身の人生の中で、濱田庄司とか、この陶芸界で本当にすばらしい日本の文化を伝えた人たちに影響をかなり受けている、書道とか陶芸も方法とか技法とかそういうのが全部作品に表れているのを見て感動されたりとか、民藝運動もいろいろ京都を中心に滋賀県でもありましたが、市民の動きがこのリサ・ラーソン展から感じて、それを見て気持ちが開花したという連絡をいただいてね。やっぱり文化っていうのは大事で、その人そのものを変える身近な存在が大

事だになっていうことを、私は最近特に、コロナの時だけではなく感じて、それが甲賀市にあるということがすごいなと。これは先ほど松山委員がおっしゃったように、甲賀市の条例ですけれど、やっぱり、信楽というか甲賀市が持つ財産は、陶芸で言えば陶芸の森とかいろんな施設がいっぱいあるので、今度、6月でしたかね、私たちの視察の対象になっていますけど、6月15日から7月15日まで甲賀市と陶芸の森の連携展もありますが、甲賀市の中だけではなく、他の県の施設をうまく有効利用して、市民の方々にそういう文化のすばらしさ、社会、世界の動きを分析しながらシンクロナイズドしていく、そういうタイトルですので、本当に甲賀市の私たちが世界に向かって、この陶芸を通して何が感じられるかって、私はすごく楽しみにしてるんですが、そういう点も、どんどん文化の宣伝も欲しいなと思っています。

教育長 ありがとうございます。前文の思いが具体的な動きや活動に繋がっていけばということかと思いますが。これは、その検討というか、文の変更というものはできるんですか。

社会教育スポーツ課長 可能です。

教育長 一応、答申をもらっても、絶対その通りにするわけではないですね。

社会教育スポーツ課長 あくまでも答申ですので、条例の過程におきましては、最終的に条文形式になりますので、8月にパブコメがありますので、パブコメでまた意見が出てきて、反映することもあります。8月にパブコメするということは、6月ぐらいから10月ぐらいがリミットにはなりますが、そこまでは、事務的には、変更可能時期にはなります。また、教育委員会定例会もしくは議会でも委員会等ありますので、そういったところでいろんな意見をいただいた中で、修正といったこともあろうかと思っています。

教育長 引き続きそこは、方向として少し検討を加えますか。

松山委員 先ほどの発言では、私が考えていることが違うように伝わっているのだなと思ったので、もう一回修正させていただきたいんですけど、忍者と文化やら芸術が関係ない、分野が違うというのが私の意見ではなくて、忍者は甲賀市の歴史の中で重要な一部分なので、歴史として

掘り下げる、あるいは、その歴史を他市町にアピールするというのは、それはそれでいいと思うんですけども、忍者が過去に行っていたことは、まあ言うと、それだけではないと思いますけれども諜報機関的な役割が大きい、そういうことが大きいということを考えた場合、文化芸術条例の前文に持ってくるのがふさわしいのかどうかということ、私は申しあげたかったので、ちょっと違ったのかなと思いましたので、もう一度修正させていただきます。

社会教育スポーツ課長 ありがとうございます。随時修正とかそういうことではなくて、パブコメも含めまして、多い意見については、また考え直すこともあろうかと思いますが、貴重な意見として賜りたいと思います。

教育長職務代理者 その資料って私が申しあげたのは、何か新聞に載ったと思うんですね。その忍者の中でのいろんなアドバイザーや忍法そういうのも、生活に関して、ものすごく注目されたことが。忍者というか文章が、その記事を私、持っただけなんです。

社会教育スポーツ課長 おそらく甲南の葛木で見つかった「間林清陽」ですか。

教育長職務代理者 その「間林清陽」のその辺りなんかで、何か結びついてこないかなってというのはちょっと思っていたんですが。

社会教育スポーツ課長 確かに忍者に対してみなさんもたれている一般的なイメージは今おっしゃられた通りで、そういった意見は今までから、仮に観光に使うにしてもありました。が、近年こういった話で甲賀武士とかリアル忍者を研究していく中では、そういった忍者の精神と言いますか、そういうところに注目している部分もありますので、それが結び付けば、うまく説明ができればいいかなと思っておりませんが、まだ検討の余地はあるなと思っております。

教育部長 松山委員がおっしゃられるように、文化芸術振興条例の前文としてそれがふさわしいかふさわしくないかということも含め、考えないといけないと思いますので、内部で整理させていただきたいと思います。

教育長職務代理者 もう1点だけお聞きしたいんですが。ページでいうと6ページの8の上の、（関係者相互の連携及び協働）ですが、これは本当に観光であっても、いろんなところで言われるんですが、市のほうの責務、

それから市民としてもいろんな義務があるという、その対等な立場の中で、だいたい企画やら総合計画なんかは、市が先頭に来るのはあんまり市民の役割というのが、いろんなジャンルを分ける時でも最初に来るという感覚が私はあったんですが、これは何か市を最初に持ってきたのは意味がなかったらあれですけど、私の感覚では、市民が先にくるのかなっていう感覚があるんです。そこはどうでしょうか。

社会教育スポーツ課長 特に意識していたわけではございませんので、おっしゃるとおり、順番についても検討させていただきたいと思います。

教育長 私も、どちらかというところ「1. 前文について」と書いてあるほうが、より前文にふさわしいかなと思います。先ほども職務代理者もおっしゃったように、感染症で、文化や芸術がより身近になったとか、単純にこちらのほうが納得できます。変わらないものと変わるものの新しい共存も、こういったアール・ブリュットの話のほうがタイムリーかなと思います。アール・ブリュットだって甲賀市の大きな特色、強みの一つだと思います。そんな根本的なことを言ったら話になりませんが、その辺も思いとして持っています。

教育長 他、よろしいですか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、ただ今の(4)(仮称)甲賀市文化芸術振興条例の制定に係る答申については、報告事項として終わらせていただきます。

それでは次に、3. 協議事項に入らせていただきます。(1) 議案第56号 臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第9号 甲賀市地域学校協働活動推進員の解嘱について)及び(2) 議案第57号 臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第10号 甲賀市地域学校協働活動推進員の委嘱について)は関連がございますので、一括して資料7、資料8に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第56号「臨時代理につき承認を求めることについて」臨時代理第9号「甲賀市地域学校協働活動推進員の解嘱について」、および議案第57号「臨時代理につき承認を求めることについて」臨時代理第10号「甲賀市地域学校協働活動推進員の委嘱について」は、

関連がございますので一括して、その提案理由を申し上げます。

議案第５６号につきましては、甲賀市地域学校協働活動推進員設置要綱第５条の規定により委嘱しております地域学校協働活動推進員のうち、別紙の委員について、一身上の都合により、令和６年４月３０日付けで、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第４条の規定により臨時代理による解嘱をしましたことから、これを報告し承認を求めるものです。

また、議案第５７号につきましては、令和６年５月１日付けで、別紙記載の２名を甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第４条の規定により臨時代理による委嘱をしましたことから、これを報告し承認を求めるものです。

任期は、令和７年３月３１日までの期間です。

以上、議案第５６号「臨時代理につき承認を求めることについて」臨時代理第９号「甲賀市地域学校協働活動推進員の解嘱について」、および議案第５７号「臨時代理につき承認を求めることについて」臨時代理第１０号「甲賀市地域学校協働活動推進員の委嘱について」の提案説明とさせていただきます。

ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第５６号、５７号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、議案第５６号、５７号について、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 それでは、両議案については、原案どおり承認いたします。

続きまして、（３）議案第５８号 臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第１１号 甲賀市学校運営協議会委員の任命について）、資料９に基づき説明を求めます。

学校教育課長 議案第５８号「臨時代理につき承認を求めることについて」臨時代理第１１号甲賀市学校運営協議会委員の任命について、その提案理由

を申しあげます。

水口小学校及び伴谷東小学校における学校運営協議会委員として、別紙記載の 5 名を甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第 4 条の規定により、令和 6 年 5 月 1 日付で臨時代理による任命をしたことから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

これにより、水口小学校については、4 名を追加し計 9 名、伴谷東小学校においては、1 名を追加し計 11 名の構成員となります。

なお、新たな委員の任期は、令和 8 年 4 月 30 日までとなります。

以上、議案第 58 号「臨時代理につき承認を求めることについて」臨時代理第 11 号甲賀市学校運営協議会委員の任命についての提案説明とさせていただきます。ご審議のうえ、ご承認を賜りますようお願い申しあげます。

教育長 ただ今、議案第 58 号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、議案第 58 号について、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 それでは、本案については、原案どおり承認いたします。

続きまして、（5）議案第 60 号 甲賀市子どものいじめ問題対策連絡協議会規則の一部を改正する規則の制定について、資料 11 に基づき説明を求めます。

学校教育課長 議案第 60 号「甲賀市子どものいじめ問題対策連絡協議会規則の一部を改正する規則の制定について」、その提案理由を申しあげます。

滋賀県において、新たに滋賀県日野子ども家庭相談センターが開設され、甲賀市を管轄する子ども家庭相談センターが変更となったため、甲賀市子どものいじめ問題対策連絡協議会規則の一部を改正するものです。

以上、議案第 60 号、「甲賀市子どものいじめ問題対策連絡協議会規則の一部を改正する規則の制定について」の提案説明とさせていただきます。

きます。

ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第60号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

教育長 ご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案第60号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(6) 議案第61号 甲賀市教育行政評価委員会委員の委嘱について、資料12に基づき説明を求めます。

教育総務課長 議案第61号「甲賀市教育行政評価委員の委嘱について」その提案理由を申し上げます。

甲賀市教育行政評価委員は、「甲賀市附属機関設置条例」第2条第2項の規定に基づき、執行機関が委嘱または任命することとなっていることから、令和6年6月1日付けで、別紙記載の者を委嘱することについて、教育委員会の議決を求めるものです。

なお任期は、令和6年6月1日から令和8年5月31日までの2年間とします。

以上、議案第61号「甲賀市教育行政評価委員の委嘱について」の提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第61号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案第61号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(7) 議案第 6 2 号 甲賀市少年センター協議会委員の解嘱について及び (8) 議案第 6 3 号 甲賀市少年センター協議会委員の委嘱については関連がございますので、一括して資料 1 3、資料 1 4 に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第 6 2 号「甲賀市少年センター協議会委員の解嘱について」、および議案第 6 3 号「甲賀市少年センター協議会委員の委嘱について」は、関連がございますので一括して、その提案理由を申し上げます。

議案第 6 2 号につきましては、甲賀市少年センター条例第 4 条第 3 項の規定により委嘱しております少年センター協議会委員のうち、別紙の 1 名の委員について、所属団体の代表者に変更があったことから、令和 6 年 5 月 2 2 日付けでの、当該委員の解嘱について、教育委員会の議決を求めるものです。

また、議案第 6 3 号につきましては、議案 6 2 号での解嘱に代わる甲賀市少年センター協議会委員の委嘱について、甲賀市少年センター条例第 4 条第 3 項の規定に基づき教育委員会の議決を求めるものです。

任期は、令和 7 年 9 月 3 0 日までの前任者の残任期間です。

以上、議案第 6 2 号「甲賀市少年センター協議会委員の解嘱について」、および議案第 6 3 号「甲賀市少年センター協議会委員の委嘱について」の提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第 6 2 号、6 3 号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案第 6 2 号、6 3 号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、両議案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(9) 議案第 6 4 号 甲賀市社会教育委員の委嘱について、資料 1 5 に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第64号「甲賀市社会教育委員の委嘱について」、その提案理由を申しあげます。

甲賀市社会教育委員の任期が5月31日付けで満了となることから、甲賀市社会教育委員条例第2条第2項の規定に基づき、委員の委嘱について教育委員会の議決を求めるものです。

委嘱する委員については、別紙のとおり12名です。任期は令和6年6月1日から令和8年5月31日までの2年間です。

以上、議案第64号「甲賀市社会教育委員の委嘱について」の提案説明とさせていただきます。

ご決定賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

教育長 ただ今、議案第64号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案第64号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり承認いたします。

続きまして、(10) 議案第65号 甲賀市人権・同和教育推進員の解嘱について及び(11) 議案第66号 甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱については、関連がございますので一括して資料16、17に基づき説明を求めます。

人権推進課長 議案第65号「甲賀市人権・同和教育推進員の解嘱について」及び議案第66号「甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について」は、関連がございますので一括して、その提案理由を申しあげます。

議案第65号につきましては、甲賀市人権・同和教育推進員規則第4条の規定により委嘱しております甲賀市人権・同和教育推進員のうち、別紙記載の推進員131人については、各区及び自治会長より新たな推進員の推薦があったため、令和6年5月31日をもって解嘱をすることにつき、教育委員会の議決を求めるものです。

議案第66号につきましては、甲賀市人権・同和教育推進員規則第

4条の規定により、各区及び自治会長から推薦を受けた別紙記載の推進員133人を委嘱するため、教育委員会の議決を求めるものです。

当該推進員の任期は、前任者の残任期間である令和6年6月1日から令和7年3月31日までです。

以上、議案第65号「甲賀市人権・同和教育推進員の解嘱について」及び議案第66号「甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について」の提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第65号、66号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、議案第65号、66号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 それでは、両議案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、4. その他、連絡事項に入らせていただきます。（1）令和6年第7回（6月定例）甲賀市教育委員会について、（2）令和6年第8回甲賀市教育委員会委員協議会について、あわせて説明を求めます。

教育総務課長 （1）令和6年第7回（6月定例）甲賀市教育委員会については、令和6年6月26日（水）午後2時から、（2）令和6年第8回甲賀市教育委員会委員協議会につきましては、令和6年6月12日（水）午後1時から開催させていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今の連絡事項について、何かご質問等ございませんでしょうか。
（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、連絡事項につきましては終わらせていただきます。

それでは、2. 報告事項（2）令和6年第2回甲賀市議会定例会（6月）報告案件について及び3. 協議事項（4）議案第59号 令和6年第2回甲賀市議会定例会（6月）提出議案に係る教育委員会の意見

聴取についての説明および報告を求めます。これより後は非公開案件の議事となりますので、よろしくお願いします。

教育部長

それでは、報告事項（２）令和６年第２回甲賀市議会定例会（６月）報告案件について、資料３に基づき説明をさせていただきます。

今回の報告は、令和５年度事業の状況の変化や不測の事態などにより、その予算執行が年度内に完了しない場合の翌年度への明許繰越について、その事業及び金額を、出納閉鎖の日である５月３１日以降の直近の議会となる６月議会定例会に報告するものであります。

資料３のとおり、教育委員会関係における令和５年度から令和６年度への明許繰越による繰越事業は６事業となっており、翌年度繰越額の総額は１５億９５４４万６千円であります。

内訳につきまして、まず小学校費の指導者用デジタル教科書配信事業は、教材出版会社からのデジタル教科書の納品が３月上旬となり、その後クラウド環境への移行作業に期間を要し、年度内に事業完了が見込めないため繰り越したものであります。

次に、柏木小学校バリアフリー化設備等整備事業は、年度内にエレベーターの納品が困難であったため繰り越したものであります。

次に、信楽小学校改築事業は、基本設計において、関係法令との調整や設計検討に時間を要したため繰り越したものであります。

次に、中学校費の土山中学校長寿命化改良事業は、工事施工において、授業への影響を極力少なくするとともに、生徒の安全確保に万全を期し、長期休暇を活用し工事を進めるため繰り越したものであります。

次に中学校特別教室等空調設備整備事業は、令和６年２月に国庫補助事業の補助採択を受けたため繰り越したものであります。

最後に、社会教育費の水口中央公民館整備事業は、工事の一部受注者からの前払い金以外の出来高払いの請求がなかったため、契約額の未執行額として繰越を行うとともに、施設備品についても、建物が令和６年５月に完成したことから、令和５年度中に購入することが出来なかったことから次年度に繰り越すものであります。

以上、令和6年第2回甲賀市議会定例会報告案件についての説明とさせていただきます。

教育部長

関連いたしまして、議案第59号令和6年第2回甲賀市議会定例会（6月）提出議案に係る教育委員会の意見聴取について、資料10に基づきその提案理由を申し上げます。

本議案は6月5日から開会予定の令和6年第2回甲賀市議会定例会に提出する議案のうち、教育に関する事務に係る議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、意見を求めるものであります。

提案を予定しています、教育に関する事務に係る議案は、令和6年度甲賀市一般会計補正予算（第1号）であります。

3ページ目、議案第59号別紙をご覧ください。

まず歳入につきましては、8億5,865万9千円の増額となっております。

内訳としましては、まず国庫支出金において、総務費国庫補助金、総務管理費国庫補助金のデジタル田園都市国家構想交付金470万5千円は、当初予算で計上している甲賀版GIGAスクール推進事業の学校と児童・生徒との保護者連絡システムに対して、国の交付決定を受けたことによるものです。次に、土木費国庫補助金、都市計画費国庫補助金の社会資本整備総合交付金、2,275万円の減は、国の交付内示が当初想定より少なかったことによるものです。次に、教育費国庫補助金、小学校費国庫補助金の教育支援体制整備事業費補助金33万3千円は不登校児童生徒等の学び継続事業として、小学校に設置いたしましたスペシャルサポートルームに対する国の教育支援体制整備事業補助金の交付決定を受けたことによるものであります。

次の県支出金、教育費県補助金の滋賀県フリースクール等利用実態調査事業補助金は小学校費県補助金90万円、及び同額の中学校費県補助金は、滋賀県が実施する「民間施設を利用する子どもや保護者への支援の在り方調査検証事業」で調査協力世帯に支給する協力金に対する県の補助金であります。

次に、寄付金、教育費寄附金であります。小中学校費寄附金、教育振興寄附金 30 万円は、株式会社大阪特殊鋼管製造所様からいただきました寄附金を計上いたしました。

次に、繰入金、教育振興基金繰入金は 3 月 6 日に一般社団法人勅旨報徳社様からご寄付を頂き、基金に積み立てた寄附金により児童用図書を購入するため繰入するものです。

次に諸収入、土木費雑入の 3, 840 万円は、独立行政法人日本スポーツ振興センターから、国スポ・障スポの会場の施設整備に対してスポーツ振興くじ助成金の交付内定を受けたもので、教育費雑入の 627 万 1 千円は障害者スポーツの実施環境の構築支援事業委託料として、公益財団法人日本パラスポーツ協会から受託することとなったものであります。

次に、市債、土木債、一般単独事業債の 4, 720 万円の減、同じく公共事業等債の 4, 250 万円は、国スポ・障スポの会場となる水口スポーツの森の公園施設整備事業の財源調整として、また教育債、緊急防災・減災事業債の 8 億 3 千 4 百万円は、中学校施設空調設備整備事業の財源調整として計上したものであります。

続きまして、歳出につきましては、8 億 4, 787 万 2 千円を計上しております。

教育費において補正を行うもので、まず、教育総務費、教育振興費、学びの多様化推進事業 180 万円は、滋賀県が実施する「民間施設を利用する子どもや保護者への支援の在り方調査検証事業」として、フリースクール利用世帯で調査協力いただいた世帯に支給する協力謝礼であります。

次の小学校費、教育振興費、小学校教育振興事業 30 万円は、一旦基金に繰り入れていた寄附金を財源に、図書を購入するための経費を計上したものであります。

次の中学校費、中学校管理費、中学校施設管理運営経費 30 万円は、4 月に株式会社大阪特殊鋼管製造所様からいただきました寄附金を財源に土山中学校の施設備品を購入する経費であります。

同じく中学校費、施設整備事業費、中学校施設整備事業 8 億 3, 9 2 0 万 1 千円の内訳は、全 6 中学校における屋内運動場等の空調設備整備にかかる工事費などの経費として 8 億 3, 9 2 0 万 1 千円を計上したものであります。

次に、保健体育費、保健体育総務費、スポーツ振興事業 6 百 2 7 万 1 千円は、公益財団法人日本パラスポーツ協会からの「障害者スポーツ実施環境の構築支援事業」の受託が決定したため、その必要な備品購入費を計上するものであります。

次に、第 3 表「地方債補正」、追加の 8 億 3 千 4 百万円は中学校特別教室等空調設備整備事業について、新たに地方債を設定するものであります。

また、公園施設整備事業については、補助金等による事業調整で起債限度額を 4 7 0 万円減額し、2 億 7, 0 6 0 万円に変更するものであります。

これらが市議会定例会に提出する予算の内容であります。

以上、令和 6 年第 2 回甲賀市議会定例会（6 月）提出議案に係る教育委員会の意見聴取についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長

それでは、まず、はじめに、2. 報告事項（2）令和 6 年第 2 回甲賀市議会定例会（6 月）報告案件についての報告を受けました。これにつきまして質問等ございますでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長

報告事項（2）令和 6 年第 2 回甲賀市議会定例会（6 月）報告案件については報告事項として終わらせていただきます。

教育長

続いて、協議事項（4）議案第 5 9 号 令和 6 年第 2 回甲賀市議会定例会（6 月）提出議案に係る教育委員会の意見聴取について説明を受けました。何か質問等ございますでしょうか。

教育長職務代理者 補正予算案件の中で、県支出金のところに、小学校中学校を対象に滋賀県フリースクール等実態調査事業補助金というものがござい
ますが、前もちょっと議論になっておりましたが、甲賀市の場合は、

もうすでにフリースクールの実態というのは、いろんな契約の中で分かっているんですが、県の意図というのは何か、県内では補助金が出ているところは限られた市町ですので、県全体としてはそういう補助をしていくということを目的にして出されている調査なんではないでしょうか。何を意図としているんでしょうか。

教育部長

ありがとうございます。県のほうは、利用する子どもや保護者への支援のあり方を今年度このアンケートで聞いて、まずは調査をするということでございます。ただ、もうすでに甲賀市も含めて、県内数市町、今年度予算の中で、県からの支援とは別に、今利用されている保護者、子どもさん世帯に対する支援というものが予算化されておられますので、県がこのあり方を調査されるということでございますので、甲賀市としては、より一層、それ以外の部分、逆に申しあげるのであれば、そのフリースクールを運営されている事業者が、結構、内容をちょっと精査しなければいけないと思うんですが、そのフリースクール事業者に対する支援など、県のほうは、しっかり整理をしていただいて予算化していただくべきではないかとも思っているところでございます。子どもたちへの間接的な支援、補助金としての間接的な支援やフリースクール事業者に対する支援、これについては、民間の塾などと、やはり、分けて考える必要がありますので、そのあたりの整理を、県のほうも、昨年度の段階は、今年度6年度にかけて、整理をすとおっしゃっておられましたので、その辺の状況を注視をさせていただきながら、甲賀市としても、今の補助金があるんですけど、さらに充実した内容に取り組んでいくように思っています。

教育長

実態調査です。協力金です。

他に、ご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長

それでは、議案第59号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長

それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、２．報告事項（５）市内小中学校における児童生徒の
状況報告について、資料６に基づき報告を求めます。

《以下、非公開》

報告事項（５）市内小中学校における児童生徒の状況報告について

教育長 それでは、以上をもちまして、令和６年第６回甲賀市教育委員会定
例会を閉会とさせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。
ました。

〔閉会 午後３時４５分〕